

改正案

現行

<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第六十七条まで（現行のとおり）</p> <p>第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>第六十九条 第十二条第七項の規定により許可に付せられた条件に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十条から第七十三条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第四まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第六十七条まで（略）</p> <p>第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一及び二（略）</p> <p>第六十九条 第十二条第七項の規定により許可に付せられた条件に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十条から第七十三条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第四まで（略）</p>
---	--